

規制改革推進会議
地域産業活性化ワーキング・グループ
提出資料

令和6年11月26日



令和6年能登半島地震における東京都の支援

支援実績（9月末時点）

＜環境省からの依頼により災害廃棄物処理支援員等を派遣＞

- 1 都職員の派遣 : 職員を延べ269名派遣（1月6日～）
- 2 区市等職員の派遣 : 都内区市等職員を延べ265名派遣（14区市等）



公費解体前の
3者立会の状況

支援内容

＜公費解体関連支援＞

- ・公費解体受付の運用支援
- ・公費解体の進行管理支援
- ・家屋解体に伴う仮置場再整備・運用変更の技術支援

＜災害廃棄物の広域処理支援＞

- ・国及び石川県から協力依頼を受け、石川県内の災害廃棄物について、9月27日から都内清掃工場にて受入を開始
- ・災害廃棄物の広域処理に円滑かつ迅速に対応するため、鉄道コンテナ100基を順次製造



都内清掃工場への搬入

支援等を踏まえた課題

- ・所有者不明や所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることなどが解体・撤去の妨げになっている

⇒ 関東知事会において公費解体制度の見直しを国に要望することを提案（次ページ参照）

復旧・復興フェーズにおける都市機能の迅速な回復を図るための措置

背景

- **公費解体制度**は、被災地の迅速な復旧・復興を図るため、**市町村が所有者に代わって**家屋等の解体・撤去を行うもの

課題

- 所有者からの申請に基づく制度のため、所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることや申請が行われないことが解体・撤去の妨げとなる



- **首都直下地震等では多くの建物が倒壊し、所有者が不明又は所在不明のケースも**相当多く見込まれ、都市機能の**迅速な復旧や復興に甚大な影響**を及ぼすおそれ

要望事項

- 被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、区市町村が所有者の申請に拠らず解体・撤去ができるよう、立法措置等を含めた公費解体制度の見直しを行うこと
- その上で、具体的な判断基準、解体・撤去の範囲や手続きを明確に示すこと

首都直下地震の被害想定

- 都心南部直下地震において**建物被害は約40万棟（半壊含む）以上**にも及ぶおそれ
- 災害廃棄物量は**約3,164万トン**に上る想定

【参考】

- ・平成23年3月東日本大震災：約2,000万トン
- ・東京湾北部地震（平成24年東京都防災会議）：4,287万トン
- ・都内の一般廃棄物排出量（2022年度実績）：415万トン

■ 災害廃棄物発生量推計値（地震災害、東京都災害廃棄物処理計画より）

区分		コンクリート がら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)	合計 (万トン)
都心南部 直下地震	区部	2,263	215	87	40	282	2,888
	多摩地域	198	31	8	4	36	277
	都内計	2,460	246	95	45	318	3,165
多摩東部 直下地震	区部	1,581	181	62	31	216	2,070
	多摩地域	463	61	19	10	77	630
	都内計	2,044	242	80	40	293	2,699

首都直下地震で想定される課題

① 所有者不明又は所在不明の損壊家屋等が相当数発生

- 都内空き家数は約89万戸と国内最多、かつ発災時に広域避難が必要な人口が膨大であるなど、**所有者不明又は所在不明の損壊家屋等が相当数発生**
- 所有者不明又は所在不明の場合には、所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられるが、**申請者（所有者）の搜索に相当な時間を要することに加え、同制度を用いた解体は手続が煩雑**であることから、**面的な復旧・復興が迅速に進まないことが懸念**

② 共有名義の土地・建物や賃貸住宅が多い

- 大都市特有の事情として、**共有名義の土地・建物や賃貸住宅が多い**ことが挙げられる
- **都内の土地・建物は財産価値が高い**ことから、**所有者の同意取得が一層困難**
- **賃貸住宅では、入居者全員の同意取得が困難**

③ 撤去前に家具・家財道具等の動産の持ち出しが困難

- 災害廃棄物対策指針等において、自治体は、解体・撤去工事前に、原則として**貴重品や思い出の品**に加え、**家具・家財道具などの所有者による持ち出しを確認**する必要
- 都内では、**中高層の家屋が多く、また自家用車を所有する者が少ない**ことから、**損壊家屋等からの動産の持ち出しが困難**